

令和8年度「徳島市男女共同参画に関する学習会」開催業務 募集要領

よくある質問

※ 昨年度以前にいただいたご質問よりよくあるものをまとめておりますので、ご参考までにご一読ください。

Q1 複数の団体により共同で提案を行い、学習会を実施することはできますか？

A1

- ・複数の団体で、新たに団体（共同体）を設立し、その団体が参加資格を満たし、必要な書類を提出できるのであれば可能です。
別に団体を設置せずに、2つの団体が共同で提案するのであれば不可となります。
ただし、提案団体が、別の団体に広報や運営を手伝ってもらう等は問題ありません。また、チラシ等広報で、その旨を記載することについても問題ありません。

Q2 徳島市男女共同参画センターの登録団体でなくても、参加できますか？

A2

- ・参加できます。
登録団体でなくても、募集要領 3 参加資格の要件を満たしていれば、参加できます。

Q3 謝礼について、内部（実施団体の構成員が）講師の場合、対象となりますか？また、内部、外部に関わらず、金額について上限はありますか？

A3

- ・内部講師は講師謝礼の対象となりません。
内部講師の場合は、人件費として積算し、スタッフ等他の人件費と合わせて、上限（24,000円）を超えないようにしてください。
謝礼については、事業費内であれば金額に上限はありません。ただし、収支予算書に金額を明記してください。また、本事業は提案型として提出された事業提案書類を審査するため、その積算や金額が妥当かどうかは審査対象となります。

Q4 「定款や規則、会則」や「決算書及び監査報告書若しくは総会資料、パンフレットなど」がない場合、どうすればいいでしょうか？

A4

- ・備えていることが本事業への参加資格となっているため、作成する等の対応をお願いします。
- 提出できない場合は、参加資格を有しないこととなりますのでご注意ください。

Q5 申請様式はこのままのものを使わなければいけませんか？

A5

- ・様式は、このままのものを使用してください。
- また、欄の大きさを変更することはできますが、欄を削除または違う項目を追加することはできません。
- なお、この様式以外に企画提案に係る資料として提出するのは、様式を問いません。
- ただし、書類の大きさはA3以下とします。

Q6 メールでの提出はできますか？

A6

- ・できます。
- 押印の確認は不要となるため、メールでの提出も可能となります。

Q7 「領収書等の支払い根拠書類を提出いただき」とあるが、領収書等は原本でなくてはいけませんか？

A7

- ・領収書等支払い根拠書類は、原則原本を提出してください。ただし、原本が必要な場合は、照合後に返却します。

Q8 当初の契約金額と事業完了後の実施経費に差があった場合、変更契約を結ぶ必要はありますか？

A8

- ・変更契約を結ぶ必要があります。

以 上